

会 議 録

会 議 名	八王子市子ども・子育て支援審議会 平成25年度第1回事業部会	
日 時	平成25年10月18日(金) 午後 6時30分～ 8時30分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 501会議室	
出席者氏名	委 員	高橋洋部会長、井上仁委員、大須賀美奈子委員、栗本正男委員、高橋哲男委員、立石晴美委員、チャーリー磯崎委員、山口茂委員(部会長以下五十音順)
	説 明 者	
	事 務 局	小澤篤子課長、新堀信晃課長、秋元政人主査、川上寧子主査、渡邊聡主査、佐藤千恵子主査、永井太主査 他
欠 席 者 氏 名	西村南海子委員	
議 題	1 学童保育所の現状について 2 学童保育所 提供区域(案)について 3 その他	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由		
傍 聴 人 の 数	3名	
配 付 資 料 名	○平成25年度市立学童保育所一覧 ○八王子市立学童保育所の現状 ○八王子市立学童保育所の運営形態の流れ ○児童人口数の推移 ○学童保育所提供区域割 待機児・施設等一覧表 ○学童保育所運営経費 平成24年度決算 ○学童クラブ費決算額比較26市 ○八王子市学童保育所条例 ○学童保育所ニーズ調査 別冊 ○学童保育所 提供区域地図 ○「子ども・子育て支援事業計画」策定に係るニーズ調査	
会 議 の 内 容	別紙のとおり	
会 議 録 署 名 人	平成25年11月19日 高橋 洋	

【高橋（洋） 部会長】 それでは、次第に沿って進行します。本日は、事業部会ということで、学童保育所について検討していきます。議事は、学童の現状についてと提供区域についての二つです。では、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 学童の現状と提供区域を一括で説明します。

まず配布資料の4ページ「八王子市立学童保育所の運営形態の流れ」をご覧ください。学童保育所は、放課後に両親に代わって子どもの保育をする場です。児童福祉法では、放課後児童健全育成事業とうたっていて、東京都では、学童クラブという呼称を使い、八王子市は、学童保育所と定義しています。

放課後の児童対策のひとつである放課後こども教室が、どの子どもでも参加できるのに対し、学童保育は、両親の就労、病気、介護看護など、要件があります。

歴史は古く、八王子市では昭和46年に始まり、公設公営11か所で運営していました。その後、民設民営である自主学童クラブや、公設民営方式で社会福祉協議会に運営を委託する学童保育所も始まりました。平成12年、これら三つの形態の学童保育所を公設民営方式に統合し、1小学校区に1学童を設置するという方針が決まりました。平成15年には地方自治法の改正で指定管理者制度が設けられ、八王子市も平成16年度から学童の運営に指定管理者制度を導入しました。自主学童クラブも、次第に公設民営の市立の学童保育所になり、平成23年度には、1小学区1学童の設置を完了し、今年度には、自主学童クラブからの移行も終え、全て公設の指定管理者制度による運営となりました。現在、学研などの企業が行っている民設民営の学童保育は市内に3か所程度あると聞いていますが、それ以外はすべて市立の学童保育所となっています。

子ども子育て支援新制度では、平成27年度からの対象児童の拡大が定められ、この部会でもその準備として答申をいただくことになっています。

では、戻りまして1ページの「平成25年度市立学童保育所一覧」をご覧ください。恩方第二小と高尾山学園を除く小学校68校の学区に学童があります。待機児が出た学区には、もう一つ学童を作りまして、それを合わせると施設数は78になります。また、1クラブ70名までという単位があり、クラブ単位で数えると116クラブとなります。

次に、3ページの「八王子市立学童保育所の現状」をご覧ください。今ある学童は、すべて指定管理者制度にのっとり、管理運営を13の民間団体が行っています。設置形態は、児童館併設が8、学校敷地内プレハブが21、学校余裕教室が20、学校敷地内専用施設が2、学校外が27となっています。以上が現状の説明となります。

次に、提供区域について説明させていただきます。

5ページの「児童人口数の推移」をご覧ください。小学校に在籍する、6歳から11歳までの年齢別、各事務所管内別の児童数の一覧です。平成20年から25年までの推移がわかるようになっています。平成25年は、市内全域で29,488名で、前年より53名増えていますが、これは、住民基本台帳法の改正により、外国人を含めることとなった増加分が反映されていることによるものです。詳しい数値は、精査中です。平成22年から24年までは、対象の人口が微減していることが表からわかります。

7ページの「学童保育所提供区域割 待機児・施設等一覧表」をご覧ください。市立の学童の定員は6,182人で、そのうち在籍児童数は5,146人です。トータルでは余りがありますが、実待機98名とあるように、学校によって待機児が発生しています。学童保育所の利用率は、低学年が高く、1、2年生は35%程度、3年生は夏から学童をやめる子どもが増えて28%程度となっています。小学1年から3年までの全児童の37%が学童を利用して、年々少しずつ増えています。

平成27年度には、学童保育の対象が6年生まで拡大されますが、3年生の夏以降、退所者が多数でいる現状を考えると、単純に定員を倍にすればいいということでもないようで、その点について議論が必要かと思えます。また、学童の使命であります健全育成の視点から見ますと、子どもの自立を阻害しない、安全な子どもの居場所の提供が必要だろうと事務局では考えています。

事業部会の委員の皆さまには、年末までに国から示されるであろう、学童保育所の施設及び運営に関する基準の厚生省令に基づきまして、来年度、市の条例を制定すること、現行の学童保育所条例を改正することについて意見を頂戴するとともに、平成27年度から向こう5年間の学童保育計画の策定について意見をいただきたいと考えています。

学童保育計画の策定にあたり、ニーズ調査を行い、供給量を計画的に定めるには、提供区域をどう設定するかが大切です。区域を定めるには、たとえば町名、小学校区、中学校区、その他圏域によるグループ分けなどの方法がありますが、学童を利用する児童にとって最も適切な区域を設定し、供給計画を策定する必要があります。

お配りしたA3版の横の地図をご覧ください。地図中の黒点が小学校で、太枠は学区域です。学童保育所は、学校から子どもの足で通える範囲に設置されています。そこで事務局としては、子どもが足で通える範囲、小学校区を提供区域の単位とする案を提示します。ご意見をいただければと思います。

私からは以上です。

【高橋（洋） 部会長】事務局から現状と区域について説明がありました。特に小学校区で区割りをすることについて、意見を求められました。質問等ありますでしょうか。

【井上委員】まず、7ページの学童保育所ごとの在籍・待機児童数について、過去5年間の推移をいただきたい。それがないと、なぜこの定員なのか、また、定員が適正かどうか分かりません。

もう一つ、八王子市の学童保育は、一人当たりの広さや設備とか、どういう基準で運営されているのか、ガイドラインのような資料があればいただきたい。対象を6年生まで拡大した場合に、3年生までと同じ基準でよいのかなど、議論するにあたって資料が足りないと思います。

そして、区域割りを論議してほしいとのことですが、市として小学校区に一つの設置を進めてきて、完成したばかりで、ここで見直す必要があるということですか。どういう意味で提案しているのか、わかりませんでした。

【事務局】資料については、12月の次回開催の前に、必要な資料を揃えて各委員にお届けします。そして、区域についてですが、事務局としては見直す必要はないであろうと考えています。子どもの足で通える範囲ということを考え、小学校区が妥当と考えています。しかし、区域設定には、いろいろな考え方があるかと思ひまして、諮ったところ です。

【井上委員】統計であれば他の圏域でもいいですが、サービスの提供区域について、私たち委員が議論するということは、現在の小学校区の方針について変更がありうると、そうなくてもいいと事務局は考えているのですか。

【新堀児童青少年課長】小学校区でという事務局の考え方について、ご判断いただきたいということです。

【事務局】ここでいう区域は、事業計画で定める区域です。事務局案以外に意見とすれば、お伺いしたいということです。

【井上委員】議論自体、フリーにしているのですか。

【小澤子どものしあわせ課長】市が気づかなかつた視点があるかもしれません。審議会での意見や議論を踏まえて今後の在り方を決定していきたいと考えます。

【高橋（洋） 部会長】資料は12月前までに送っていただけるとのことです。区域割りについては、1小学校1学童というあり方を白紙撤回するわけではないというニュアンスで受け止めました。また、資料が揃ったところで考えていく、こういう理解でよろしいです

か。

【井上委員】資料が少ないですし、学校外施設の内訳、設置形態別などの資料を提示していただいたが、これだけでは、どういう意味があるのか、どんな問題を抱えているのか、わかりません。課題も提示していただきたい。

【高橋（洋）部会長】現在、学校の余裕教室でやっているところが今後も場所を担保できるかということが心配です。児童数が増えて教室が足りなくなれば、別の場所に動く必要があります。定員数の基準を明らかにしてもらおうのと、学校の校舎内の学童のデータをいただきたい。

【井上委員】学童の遊び場として使える場所は、学校ごとに違うのですか。

【山口委員】学校の校長先生の判断によって違いがあります。

【井上委員】学童の子どもの生活環境の確保を考えれば、市としてのガイドラインを考えていく必要があります。そのため、現在の実態を知っておきたいです。

【高橋（洋）部会長】山田小での学童の校庭使用においては、使っていいエリアを決めています。校庭の広さによって、体育の時間と重なったら使えないなど、学校の実情によって校長が判断して最善策を示している現状があります。現状、ガイドラインのようなものは策定されていないと思います。もし情報が集められて、示していただけたら、判断しやすいと思います。

【新堀児童青少年課長】現在、まとまった資料がないので、見繕って準備したいと思います。

【井上委員】開設時間はどうなっていますか。

【事務局】条例で規定されていまして、放課後から6時半までが通常保育、7時半までが延長保育です。長期休業中は午前8時から延長保育、午前8時半から午後6時半までが通常保育です。どの施設も同じです。

【井上委員】保育園はどうなっていますか。整合性も考えたほうがいいと思います。

【小澤子どものしあわせ課長】11時間開所が通常で、延長保育が13時間までできます。本市では、午後7時までのところが多く、遅いところで午後8時までです。延長していないところもあります。

【井上委員】一人当たりの面積、設備はどうですか。

【事務局】とくに明文化されていません。

【井上委員】定員はどのように決めていますか。

【事務局】内規により、一人当たり1.11平方メートルから1.25平方メートルまでとしております。

【小澤子どものしあわせ課長】今後の人口の推計ですが、平成32年までは微増、それからは減に転じるだろうと推計しています。

【栗本委員】4, 5, 6年生の見込みはどのようにしていくのですか。また、3年生の夏に辞める人が多いとのことですが、それはどのような理由ですか。

【事務局】交友関係が定まってくると、学童に行かなくても身の保全ができると推測しています。また、見込みについては、就学前5歳児の保護者と現在学童保育所に在籍している児童の保護者にニーズ調査をし、6年生までの利用希望を聞いています。

【新堀児童青少年課長】数は少ないですが、6年生まで受け入れを行っている自治体があるので、その入所率も参考になるかと考えています。

【事務局】先ほどの基準の件ですが、現在持っている基準を集めまして、情報提供したいと思います。

【井上委員】保育認定の話は学童では出てきますか。

【事務局】それはなく、現行通りですが、施設認可の基準は作ります。

【井上委員】保育所に合わせるとか、今の段階ではお考えになってないですか。

【事務局】今後考えていきたいと思います。

【高橋（洋）部会長】先ほどの3年生から退所率が上がるということについて、学校現場から見ますと、子どもが自立していく時期、発達段階がそういう時期だということと、放課後、特定の友達と遊べないということが考えられます。子どもの自立と学童の関係は難しく、その関係を明らかにできるかが大きいと思います。塾がない地域もありますが、街の中に習いごとの場があって、勉強する機会が増えています。また、親が申し込んでも、出席しないというケースも考えられます。5、6年生のニーズは慎重に捉えないといけないと思います。

【井上委員】経済的理由やハンデで習いごとにいけない子どもの存在も考えなくてはいけないと思います。学童にその受け皿としての役割をどう入れ込むのか、ガイドラインの中で示していかないと、セーフティーネットとして機能せず、また、現在の指導員体制では対応しきれなくなるという不安もあります。

【高橋（洋）部会長】ほかにはいかがですか。

【高橋（哲）委員】12月に国から基準の指針が出るということですから、それをもとに、

市としてどういう学童保育を目指すのか、案を出してもらって、課題もまとめおいてもらいたいです。そして部会で議論する部分を絞り、その議論を踏まえて市で最終決定していく、そのようにしないと話がまとまらないと思います。心配事などはたくさんあります。しかし、条例づくりもしなければならぬ時間的なリミットを考えると、一つひとつそれを取り上げていたら、間に合いません。議論すべき課題を提示していただいて、それについて委員が各自の考えを述べればいいのではないのでしょうか。

【高橋（洋）部会長】では、議事の1，2はここで終わらして、(2)のその他について事務局からお願いします。

【事務局】ニーズ調査についてお知らせします。お配りした調査票は、市内小学校就学前児童の保護者を対象に、4，800人を抽出し、近々発送するものです。学童に関するところは15ページになります。就学後の放課後の過ごし方などについて質問しています。国から示された項目に加えて、市独自の調査項目を21ページ以降に設けています。

【小澤子どものしあわせ課長】現在学童に在籍している子を持つ保護者には、すでにアンケートを実施しています。このほか、幼稚園児の保護者にも調査をかける予定です。また、今後、学校にお願いをして子ども本人にも調査を実施したいと考えています。

【事務局】配付資料の17ページ「学童保育所ニーズ調査」をご覧ください。学童の学年延長に伴う調査を9月に発送しています。現在集計中で、次回には結果を報告したいと思います。

【高橋（洋）部会長】質問はありますか。

現在集計中ということですので、次回示される結果を見て、また議論したいと思います。では、次に進みます。

【事務局】8ページ「学童保育所運営経費 平成24年度決算」をご覧ください。運営費負担について、国の考え方は、保護者が2分の1、国、都、市がそれぞれ6分の1となっています。八王子市では、平成24年度の指定管理料決算額に保育料などを当てはめてみますと、その負担割合は、保護者負担が19%、国と都が合わせて36%、市が一般財源から45%となっています。

9ページ「学童クラブ費決算額比較26市」をご覧ください。上から保護者負担金の割合が高い順で並んでいまして、26市の中では、八王子市は、中ほどの少し下となっています。

10ページ「八王子市学童保育所条例」をご覧ください。開所時間、保育料月額、保育

料の減免、延長保育利用料などが規定されています。延長保育利用料金は、指定管理者の収入となっています。

【高橋（洋）部会長】保育料については後日議論しますが、今のところで質問はありますか。

【井上委員】八王子市の保育所の保育料と比較できる資料をいただきたい。

【小澤子どものしあわせ課長】ご用意します。

【チャーリー委員】指定管理者はどのような方法や基準で選ばれているのですか。

【新堀児童青少年課長】指定管理者制度導入の基本方針がありまして、公募をし、選定委員会を開き、プレゼンテーションをしてもらい、指定管理者候補者を選定します。その後、議会の指定議決を受けて、指定管理者が決まります。

【チャーリー委員】指定管理者に支払う金額は、施設によってバラバラなのですか。

【新堀児童青少年課長】指定管理料は、公募のときの競争において、事業計画の中で事業者から金額を提示してもらいます。そのままというわけではありませんが、それを基に予算の範囲内で指定管理者と協定を結び、そこで金額が決まります。指定管理者の内部事情や賃金の状況によって、多少のばらつきはありますが、市が提示した仕様、サービスのレベルは保ってもらいます。指定管理者の独自性でプラスアルファの事業をする場合は、その分の金額が増えることもあります。

【井上委員】サービス評価は義務付けていますか。

【新堀児童青少年課長】モニタリング評価という、市が評価するしくみがあります。年度の途中に確認する期中モニタリング、年度が終わった後に確認する期末モニタリング、両方行っています。そのほか、利用者の満足度調査を行っています。

【井上委員】それは公表されていますか。

【新堀児童青少年課長】公表しています。

【高橋（洋）部会長】指定管理者になっている株式会社は、他にどのような事業をしているのでしょうか。

【事務局】保育所、学童保育所、児童館、放課後子ども教室などの指定管理者や委託業務を受託しています。

【チャーリー委員】指定管理者は、何年おきに選定しているのですか。

【新堀児童青少年課長】5年を一区切りとしています。更新制もあり、優良事業者として認められるともう5年間延長できることになっています。最大で10年です。

【チャーリー委員】優良の判断はどのようにしているのですか。

【新堀児童青少年課長】モニタリング、利用者満足度調査に加え、市民を含めた委員会で第三者評価も行っています。

【栗本委員】ある程度、市内業者の参入の機会も与えないといけないのではないですか。

【新堀児童青少年課長】最長でも10年です。そこでまた公募しますので、そこで参入していただければと思います。指導者が5年で変わってしまうと、子どもとの関係の問題があり、保護者からも不安に感じるという声もありますので、延長制度を設けています。

【高橋（洋）部会長】ほかに質問はありますか。なければ事務局からは何かありますか。

【新堀児童青少年課長】次回は12月の中旬から下旬に開催したいと考えております。よろしくお願ひします。

【高橋（洋）部会長】それでは、話に出た資料も用意していただいて、基本的な知識を持って次回の部会に臨みたいと思います。長時間にわたりありがとうございました。